

公益財団法人大阪観光局個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪観光局（以下「観光局」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、観光局の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「個人情報」とは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(2)「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(4)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5)「保有個人データ」とは、観光局が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの以外のものをいう。

(6)「本人」とは、当該個人情報から識別される特定の個人をいう。

(7)「役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 観光局の役職員の全て（役員、正規職員、契約職員、出向職員）

イ 観光局が使用する派遣労働者

ウ 観光局で就労する学生インターン及び業務委託契約者

(8)「個人情報保護管理者」とは、観光局の取り扱う個人情報の安全管理を統括する責任者をいう。

2 前項に定めるもののほか、本規程において用いられる用語は、法に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職等により観光局の役職員等でなくなった後においても、在任又は在籍中に取得した個人情報等については、この規程に従うものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 観光局においては、総務部長を個人情報保護管理者とする。

2 個人情報保護管理者は、必要に応じて、観光局で取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施するため、個人情報保護に関する細則を策定しなければならない。

3 個人情報保護管理者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(利用目的の特定)

第5条 観光局は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 観光局は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条 観光局は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 観光局は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(収集の制限)

第7条 観光局は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 観光局は、法第20条第2項に規定する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 観光局は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 観光局は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作ら

れる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報
を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、
あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又
は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 観光局は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表
しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他
の権利又は利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより観光局の権利又は正当な利益を害するお
それがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある
場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を
及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき
(第三者提供の制限)

第9条 観光局は、法第27条第1項に規定する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、
個人データを第三者に提供してはならない。

2 観光局は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別され
る個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項につい
て、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規
定にかかわらず、当該個人データ（要配慮個人情報を除く）を第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人から識別される個人データの第三者への提供を停止すること

3 観光局は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あ
らかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用について
は、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する
場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して
利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び
当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本
人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 観光局は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を

有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(適正な維持管理)

第10条 観光局は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理対策)

第11条 観光局は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損、改ざん及び不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 観光局は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員に対し必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事務処理の委託)

第12条 観光局は、個人データを取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託する場合は、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん及び不正アクセス等の防止に関する事項、契約に違反したときの損害賠償に関する事項等を明記するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うなど、個人データの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 観光局は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。）

(2) 第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による求めに応じる手続（第23条第2項の規定による手数料の額を含む。）

(3) 観光局が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(個人データの消去・廃棄)

第14条 観光局は、利用する必要がなくなった個人データについては、直ちに当該個人データを消去・廃棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第15条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報保護管理者に通報しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等からの通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第16条 個人情報保護管理者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

(1) 漏洩した個人情報等の範囲

- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報保護管理者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第17条 観光局は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第13条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第18条 保有個人データの本人は、観光局に対し、当該保有個人データの開示を求めることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示を求めることができる。

3 観光局は、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、開示の求めに係る保有個人データに次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

- (1) 開示の求めをした者（本条第2項の規定により未成年又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の求めをする場合にあっては、当該本人をいう。）又は第三者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合
- (2) 観光局の業務等の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

(開示の実施の方法)

第19条 保有個人データの開示は、文書又は図画に記録されているときは写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して観光局が定める方法により行う。ただし、本人の同意があるときは、閲覧の方法により開示することができる。

2 観光局は前項のただし書により閲覧の方法により保有個人データを開示する場合において、当該保有個人データが記録されている文書又は図画の保存に支障が生ずる恐れがあると認めるとき、保有個人データの一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(保有個人データの訂正等請求)

第20条 保有個人データの本人は、自己に関する保有個人データに事実の誤りがあることを理由として、観光局に対し、当該保有個人データの訂正等（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求めることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の求めについて準用する。

3 観光局は、訂正等の求めがあった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行わなければならない。また、訂正を行った場合には、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権)

第21条 保有個人データの本人は、自己に関する保有個人データが次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、観光局に対し、当該各号に定める措置の求めをすることができる。

(1) 第5条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して収集されたとき又は第10条の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人データの利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人データの提供の停止

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による保有個人データの利用停止、消去又は提供の停止の求めについて準用する。

3 前2項により、当該保有個人データの利用停止等を行った場合には、本人に遅滞なく通知しなければならない。

(開示の求め等の手続き)

第22条 第17条、第18条、第20条又は第21条の規定による求め(「開示等の求め」という。以下同じ。)は、観光局が定める事項を記載した書面を観光局に提出する方法により行わなければならない。

2 観光局は、開示等の求めをしようとする者が、前項の書面を提出する際、当該開示等の求めに係る保有個人データの本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示を求めるものとする。

3 観光局は、開示等の求めにかかる書面に形式上の不備があると認めるときは、開示等の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、観光局は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

(手数料等)

第23条 開示等の求めに係る手数料は無料とする。

2 第19条の規定により写しの交付(電磁的記録については、これに準ずるものとして観光局が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして観光局が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の処理)

第24条 観光局は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2 観光局の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口は、総務部が担当する。

(他の制度との調整等)

第25条 この規程は、図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 観光局が、地方公共団体の指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条

の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として、当該地方公共団体の設置する施設の管理の業務を行うに当たって取得した個人情報の取扱いについては、当該地方公共団体が規定する個人情報保護条例の定めるところによる。

(施行の細目)

第26条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

(公益財団法人の移行に伴う名称の変更)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

((第2条)定義(6)職員の内容変更)

この規程は平成26年9月1日から施行する。

附 則

(名称の変更)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(条文の追加・変更など)

この規程は、令和8年10月1日から施行する。